

家裁委員会議事概要

- 1 日 時 平成22年12月7日(火) 14:00～16:00
- 2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 今井理基夫, 柴橋祐子, 陶山嘉代, 田淵 博, 西島幸夫, 幕田英雄, 安田純代, 米本 信(五十音順, 敬称略)
(説明者) 大畑好司首席家庭裁判所調査官, 黒木由久家事首席書記官, 廣瀬一秀少年首席書記官, 金子隆男次席家庭裁判所調査官
- 4 テーマ
少年事件について
- 5 議事
 - (1) 千葉家庭裁判所長あいさつ
委員会開催に当たり, 西島幸夫千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。
 - (2) 交代委員の紹介
前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について, 中須賀亮子事務局長から紹介され, 前回までに交代があり今回初めて出席した米本委員からあいさつがあった。
 - (3) アンケート調査について
地裁・家裁委員会に提言する市民の会, 司法改革大阪各界懇談会からのアンケート調査の回答について事務局長から報告があった。
 - (4) テーマ「少年事件について」
 - ア テーマ設定について委員長から説明
 - イ 少年審判事件における被害者配慮制度について
廣瀬少年首席書記官及び金子次席家庭裁判所調査官から, 同制度の手續全般について説明があった。

ウ 主な協議（■委員長，●委員，▲説明者）

● 委員

被害者配慮制度について、千葉の場合、裁判所サイドから見て、この申込みの件数は、予想どおりなのかどうか、それと最近の状況について、どんどん増えていっているのか、そのあたりどうなのでしょう。

▲ 説明者

今まで家庭裁判所の少年事件手続になかった、こういった制度を設ければ、たくさん申出があるのではと想定しておりましたが、これまでのところ比較的冷静な対応というか、控えめな数字のように感じています。将来的にどうなるかについては、おそらく制度が浸透していけばいくほど、増加していく可能性が高いのではないかと考えています。

■ 委員長

被害者案内については、件数的にどのぐらいの数字になりますか。

▲ 説明者

被害者案内自体の件数は把握してはいませんが、大まかに申し上げますと、少年事件全体のうち、万引きなどの窃盗事件が全体の半数ぐらいありまして、千葉家裁で少年事件総数が年間6000件だとすると、そのうち3000件ぐらいが窃盗事件です。それから、放置自転車を盗んだというような遺失物横領事件が1000件ちょっとで、この二つがほぼ大半を占めております。こういう事件については軽微な犯罪ということで被害者案内をしていません。ですから、ごく限られたものについて被害者案内をすることになります。被害者案内をする事件は、重大な事件と申し上げましたけれども、検察官の関与する事件、傷害事件で加療1か月以上の被害があったもの、暴力行為等処罰に関する法律違反、危険運転致死傷、そのほか裁判官が指示した事件ということになっております。審判結果等

の通知の申出については、被害者案内をすれば大体申出されているという件数になっていると思います。

もう1点、被害者傍聴の申出件数を全国的に見ますと、千葉は多いほうです。身柄事件の場合、まだ事件が起きてから間もない時期でありまして、被害者側が動揺しているような状況ですから、審判傍聴するということろまで考えられないという方が多くいらっしゃると思います。その割には傍聴希望される方が多いと思います。

● 委員

被害者傍聴対象事件で、申出があるのは10パーセント以下ですか。

▲ 説明者

9月までで50パーセントでした。

● 委員

被害者側に弁護士が付いているケースがほとんどなのですか。それともつかないで参加されたということですか。

▲ 説明者

被害者側に弁護士が付いていたケースは、全体の4分の3でした。

● 委員

申出件数の中で、認められなかったというケースはほとんどないのご説明でしたが、すごくリーズナブルな申出がほとんどだというふうな理解でいいでしょうか。

▲ 説明者

そうですね。少年に対する影響があるかないかということに配慮しまして認めておりますので、そういう事件がたまたま多かったということになるかと思います。

■ 委員長

千葉では、不許可というのは実質的にはゼロなんです。審判を開かなか

ったものもあるのですが、開いた事件については、申出があれば全部許可されています。全国的にも、やはり不許可というのは非常に少ないと聞いております。少年審判の傍聴が、その少年にどんな影響を与えているか、審判本来の目的にそぐわないようであれば困るので、その判断が適正になされているのかどうか議論はあるところですが、現状では、申出があればできるだけ認めるという形で運用されているように理解しています。

● 委員

被害者調査を担当するのは調査官だということは分かりましたが、ほかの場面で、被害者と接触して、被害者対応の配慮を具体的にやる担当はどこなのか、審判傍聴ではだれが対応するのか。それから、審判の状況説明というのがありましたが、意見陳述をしたけれども、結果が被害者の希望したものと違う場合は恐らくいろんな思いが述べられて、対応に苦慮する場面もあるのではないかと思うのですが、それはどなたが対応するのか。現状として、激しい感情みたいなものを受けとめて、そういうところを苦慮され、あるいは配慮されている部署はどこかということを知りたいと思います。

▲ 説明者

記録の閲覧、謄写、審判結果等の通知、それから、審判状況の説明については、書記官が対応しております。直接お電話があって対応し、実際に閲覧、謄写に来られた方に御説明しております。意見陳述については、裁判官が意見陳述を聴取する場合には書記官が立ち会って説明し、調査官が意見陳述を聴取する場合には調査官が対応します。審判傍聴については、来庁された当初は書記官が付き添いまして、被害者担当の調査官も審判廷と一緒に入って、すぐ近くにいて、何かあったら話してもらおうというようなこともやっております。一つ具体例を申しておきますと、審判傍聴が終わった後で、審判廷から出てきて、すぐ大きな声で泣きだした被害者がお

りました。恐らくその被害を受けたことについて改めて熱い気持ちが起こったのだと思うのですけれども、被害者担当の調査官が、落ち着くまで控室で付き添っていたという例がございます。

▲ 説明者

窓口としては、おおむね書記官のほうでやっているのですが、それでも、複雑なお気持ちとか、かなり激しいお気持ちとか、デリケートな対応が必要な場合には、調査官も書記官と一緒に協力して対応させていただいています。被害者調査をさせていただくと、やはり被害者の方の置かれた状況とか、本当に訴えたいポイントと申しますか、ここは分かってもらいたいという気持ちなのだというのが、如実にキャッチできるので、それによって、やっぱり適切な対応が取りやすくなるということがあります。それで、被害者の側の申出というのを待たずに、必要なものについては、こちらからお願いをして調査をするということがあるわけです。

● 委員

審判結果の通知については、申出があった方には審判結果を通知するという理解でいいですか。その場合に、例えば少年についての法定代理人の氏名、住居を通知するというふうにも伺ったのですけれども、通知している相手なのかどうかというようなことまでは、お調べになるのですか。

▲ 説明者

はい。審判結果等の通知につきましては、それぞれの項目について検討の上、事件によりましては知らせない場合もあります。住所についても、実際に認められなかった例があるかどうかは定かではありませんが同様です。

● 委員

意見陳述については、非常に被害感情が強いために少年が強い影響を受けるといった場合もあると思いますけれど、事前に裁判所のほうで見て、不適當だというような場合があったのかどうか、また、事前にそういうふう

なことをチェックされているのか、どうでしょうか。

▲ 説明者

事前にチェックすることは余りないのですけれども、審判廷で意見陳述するということで、事前にまとめていただいたペーパーの不適當なところについて、再度お考えいただいて、意見陳述をしてもらったことがございました。

● 委員

言いたいだけけれどということでトラブルになることはなかったのでしょうか。

▲ 説明者

それはありませんでした。御理解いただきました。

● 委員

内容によっては、少年を審判廷に入れなくて意見を陳述するというのもあるのでしょうか。

▲ 説明者

付添人の弁護士がついている場合には、少年が入ってなくてもできますので、そういう場合にはあります。

● 委員

意見陳述についてなんですけれども、被害者側のニーズとしてある制度ということですが、どういう説明を被害者の方にされるのか、教えていただきたいと思います。

▲ 説明者

最初にパッケージになったお手紙を送らせていただきます。被害者の配慮案内という文書で、こういうメニューがありますよ、それについてはお問い合わせくださいというような説明を送りますので、問い合わせを受けるのは書記官になります。例えば意見陳述をしたいという話を受けた場合

は、書記官が、こういうやり方になりますよというような手続の説明をすることになるわけです。

● 委員

その文書の中では、意見陳述というのは何のために、どういうことで行うかというような説明は、どんなふうにかかれていたのでしょうか。

▲ 説明者

後程、実際に使用している書面を用意します。

■ 委員長

調査官が調査に行った時に非常に非難されるということを聞いたことがあります。まだ事件が起きて間がない時期に調査官が行きますので、お会いしたときに裁判所が責められてしまって、そのお気持ちを収めていただくのに苦勞をしたということです。それで、そもそも何のために調査官がお会いしてお話しさせていただくのかという点はどうでしょう。

▲ 説明者

それは、被害者調査の段階です。意見陳述はあくまで被害者の方が陳述したい内容、御自分の意図、御自分の希望があって、裁判所にそういう機会を設けてくださいというのですが、調査官がやることは、被害者の実情を知って、それを少年の方に役立たせようという、こちら側のニーズでしていることです。そこで、私たち調査官側からアクションを起こす場合には、こちら側がどういう意図を持ってお願いをしているのかというのは、個々の事例にもよりますが、御説明をさせていただいております。

■ 委員長

その際には、もう既に書面を送らせてもらっているわけですから、被害者配慮制度の説明を調査官がするという事は余りないということですね。

▲ 説明者

普通はそうですが、調査の中で、また改めて質問がある場合もあります。

書面だけ読んでも理解できないということが、たくさんあると思います。もちろん、被害者調査で来ていただいた場合に、少年保護手続の説明をさせていただく中で、どういう制度があって、それでどういうことができるのかという説明もいたします。先日、私がお会いした被害者の御遺族の方は、意見陳述をされたいと言っていたのですが、少年には厳しい処分をしてくださらなくていいですということをおっしゃっていて、むしろ、少年の親の不誠実な対応、主に損害賠償手続にちゃんと応じてもらえないことに対して強い不満があって、もっと誠実にやってくださいということをお願いしたいことが分かったものですから、そういうのは意見陳述とはまた違ってきますと、ご説明いたしました。

● 委員

審判結果への不満みたいなものが向けられることはないのか、それに対してどういう説明をして理解してもらっているのか、差し支えがなければ実情を教えてくださいと思いますが。

▲ 説明者

私が担当した例では、審判状況説明の際に不満を述べられたことがありますが、不満を述べて、それで気が済んだというようなことで、特にこちらから説明して理解をしてもらったということはありません。

■ 委員長

一応御意見をお聞きするだけで、それ以上対応しなければいけないケースはなかったということですかね。

▲ 説明者

そうですね。こちらからは。審判状況を説明するというだけで、あとは何もできませんので、お聞きするしかないというのが今のところの実情です。

■ 委員長

犯罪被害者について研究されて、「犯罪被害者と少年法」という本も出されている千葉大学大学院の後藤弘子先生も、被害者は、最初は、一体、どんな事件で、どうして起こったのか、なぜ自分が被害者にならなければならないのか、それらについての情報が全く与えられず、言わばわき役じゃないですけども、隅っこに置かれてしまう、忘れ去られているという印象を受けることがあると書かれています。自分たちの受けた被害が正しく理解され、手続の中で反映されているのかどうか非常に不安だと、そういう印象を皆さんが持たれるということですけども、そういうお気持ちを持たれている被害者の方から見て、今日、説明させていただいた五つの制度というのが、果たして十分なものと言えるのかどうかという問題があると思うのです。被害者のお気持ちを推測するしかないわけですけども、今のような制度の運用をどうするか、この裁判所の運用が適切といえるのかどうか、あるいはこのあたりが足りないのではないだろうか、もっとこの辺は何とかならないか、お感じになられる点があればお聞かせいただきたいと思います。

● 委員

一市民として、もし被害者の立場になったら思うと、少年を保護するということがすごく重要だとは思いますが、いろんなクレームと同様に、被害者が大切に扱われているということが、大きく関わってくるだろうという思いがします。ですから、意見陳述については書面に書いてあるから、それを見て1週間以内に判断してくださいと言われても、本当に文章を理解し、自分で決断をしっかりとできるか疑問です。かなり冷静な、ある意味では普段からそういう経験がある人の場合は可能だと思いますけれども、配慮を要する。事件の被害者とそうした話をするのには、最初は大切にされているというふうには被害者が感じられるような運用をすることが、かえって少年を保護することと両立させるすごく大事なことではない

かなと感じました。

■ 委員長

そういう面では、ちょっとこの書面は簡単すぎますか。

● 委員

確かに意見陳述と言われても、一般の方は何をどうすべきなのかイメージがしづらいかもしれませんね。

■ 委員長

審判そのものがどんなものなのかよく分からないので、意見陳述って何をどう言ったらいいのか、それがまたどう生かされるのか分からないということでしょうか。

● 委員

弁護士が付いていれば弁護士のほうでいろいろ書類を作りますので、それほど苦痛はないと思いますけれど、一般の方にとっては十分難しい課題になってしまうかもしれませんね。

■ 委員長

傍聴に当たって注意していただきたいことなどの説明はするのですね。

▲ 説明者

はい。いつ説明するかは事件ごとにそれぞれ違うのですが、例えば、被害者調査の場面とか、意見陳述に来られた場面とか、審判が始まる前の場面とかで、実際に傍聴していただく審判廷を見ていただいたり、どういうふうに少年審判が進められていくのか手続の流れを説明したりします。

■ 委員長

検察庁でもいろいろ被害者対応をされていると思いますが、参考になるような話をお伺いできませんか。

● 委員

家庭裁判所も少年の保護育成と被害者への配慮とのバランスで苦慮されて、いろいろ工夫されているところですが、検察庁も同じでありまして、やはり法と証拠がなければ起訴できないという制約があるわけです。一方で被害者の方は、相手の不誠実だとか、法と証拠と違う思いがやはり残っているわけですし、この10年来、検察庁は被害者問題で対応をどうしていったらいいのかいろいろ試行錯誤を続けてきました。その中で、検察庁としてもできないものはできないわけですが、被害者なり遺族の方にとっては、自分の身内の方が急に亡くなるとか、重大な被害が起きるといって、一生に一回の出来事であるにもかかわらず、司法に携わるその検察官が、お役所仕事の的にやってくることに、非常な不信感といたしましうか、許せないという気持ちに陥りやすいということが分かったわけです。確かに法と証拠という制約はあるのですけれども、被害者の心情を受け止めて丁寧に説明をして、できるだけその要望に添う方法を教示するというスタンスで、ガイドラインを決めています。起訴、不起訴の処分を決めるに当たっては、前もってきちんと被害者側の要望を聞く。処分が要望に添えなかった場合には、その理由を、説明できる範囲にはいろいろ制限があるのですけれども、丁寧に説明をする。それから、実際に裁判になったときには、検察官はどんな立証をするのかという説明をきちんとする。立証に当たってどんな要望があるのかきちんと聞く。それから、控訴するかしないかについても要望を聞く。控訴できないのであればきちんと説明をする。こういうガイドラインを設けて、もう2年やってきています。その中で、方向性としては、被害者は訴訟当事者そのものではありませんけれども、被害を受けた当事者としてきちんと対応して大切にすることとしています。少なくとも取調べで参考人として検察庁へ来た時に、重大な被害を受け、あるいは亡くなった方の遺族のような方が中心になりますが、一般的な制度と、それから取調べを受けて裁判になって以降の具体的な手続について、

説明しています。それから、この2年間で気が付いたのは、被害者が法的な援助を受けないまま来ていることです。検察官からいろいろ説明を聞いても、被害者にとっては、やっぱりちょっとわからないと思われるところがあるのですね。それで、法的援助は被害者自身も受けたほうがいいだろうということで、法的援助を受けたい方は法テラスに行って、援助を受けたらどうですかと、法テラスに精通弁護士という制度があることも教え、本当に必要な場合は、法テラスに電話をして、その話をつなぐこともやったりしております。その結果、メリットとして、検察官の説明でその場は引き揚げても、自分が依頼した被害者弁護士さんといろいろな話をし、いわゆる身内の立場からいろいろアドバイスを受けることによって、ああ、そうなのかと思ったり、あるいは逆に、もっと違う質問が出てくるにしても、検察官とのコミュニケーションが相当に取りやすくなってきているかなという感じを持っています。先ほど、審判傍聴の12件中9件で弁護士さんが被害者代理人として付いているという話でしたから、少年審判に限っても、多分、法的援助を受けながらその手続にかかわっていくことで、司法と、被害者当事者とのコミュニケーションがよりよくなってくるのではないかなと思っております。

● 委員

弁護士会でも、犯罪被害者委員会という委員会を立ち上げていまして、確かにおっしゃられたように精通弁護士ということで名簿も作っています。ほとんどお金のない方でも弁護士に援助してもらって、被害者参加制度にかかわれる形になっていますけれども、それがあまり知られていないという状況にあります。それで、警察から紹介されたり、検察庁から紹介されたり、現状ではそれほど多くは利用されていないんですけれども、重大事件については、弁護士がつくということが、徐々に浸透しているという状況です。

■ 委員長

検察庁、弁護士会ではそういった対応をされているということです。裁判所の対応については御説明させていただいたとおりですが、私どももさきほど申しあげましたように、まだまだ改善していかなければならないことが多いと思っておりますので、何でも結構ですから、御感想、御意見を伺いたいと思います。被害者の方に目を向けて何か配慮するということと少年審判の本来の目的というものは、それらが矛盾しなければいいのですが、やはり被害者の方がおられるということで、審判で少年がなかなかものも言えなくなってしまう、そういうことがあっては困るのです。被害者の方が傍聴されて、やはり感情が昂ぶられるでしょうから、そういうときにも、審判がスムーズになされるように、その調和をどう図っていったらいいのかについて、裁判所のほうにも悩んでいるところがあるのですけれども。

● 委員

その点について、この制度が始まってから、被害者傍聴が認められなかったというケースはあるのでしょうか。実際、審判が開かれなかったもの以外では、いろいろな点を考慮して、ほとんど傍聴を認めるというような運用と聞いていまして、少年側の弁護士からすると、被害者が傍聴すると審判としてよくないということで、反対意見を一生懸命上げてはいると思うのですが、その点で、過去に、不相当ということで、傍聴を許可しなかったケースというのはあるのでしょうか。

▲ 説明者

千葉では、実際に例はありません。

■ 委員長

全国的にも、ケースとしては割合的に少ないと思います。

● 委員

それは、どうしてそうなっているのでしょうか。付添人として少年側の弁護をする際、やはり被害者がじかに聞いていると、どうしても少年の本音がなかなか引き出せないという部分があって、そこだけは言ってほしくないなと思うことも、ままあることはあります。だから、ほとんどもう傍聴を認めるというのが前提になっていることは、ちょっと気にはなっているのですが。

■ 委員長

被害者の方が黙って聞いておられるだけでも、プレッシャーがあるということですか。

● 委員

そうですね、私の経験した例では、少年の後ろに被害者がおられ、視線に入らないような工夫はしていただいたものの、後ろから見ていることは少年ももちろん感じますし、聞いているということ自体少年にとってものすごいプレッシャーであったと思います。安易に傍聴を全部認めるのでなく、ふさわしくない場面は退廷していただくとか、そういった形で細かい配慮をしていただく例もあったのではないかと思います。

● 委員

被害者の思いと少年の健全育成とのバランスをどうするかについて、一方で少年に対して厳罰化的な方向に進むような形で、被害者の思いが大変大きく出て、これは大きな流れかなというふうな思いがする中で、他方、少年を守るといふところの問題もあるということが、今後もずっと永久の問題なのでしょうけれども、このあたりのバランスについて、今の裁判所の思いといたしますか、個人的な御意見でもいいですが、どういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。

▲ 説明者

例えば、法改正により一定の重大事件について16歳以上は原則検察官

送致という規定ができたのですが、原則検察官送致だからといって、簡単に検察官送致しているかという点、そうではなくて、やはり少年の要保護性とか、被害感情とか、そういういろいろな事情を考慮して検察官送致にするかどうか決めております。厳罰化の方向に少年法が改正されたと見られるのかもしれませんが、個人的な感じですが、事件へのアプローチの方法に限っていえば、それほど大きくは変わっていないという気がいたします。

■ 委員長

少年の要保護性についてしっかりと見るということで、その際に、被害が出ている、被害者がおられるということ、どう少年に理解させて、少年の内省を深めていくかという問題だと思っておりますけれども、それは、審判を傍聴していただくことで、少年にはプレッシャーになっても、それを受けとめてもらったほうがいいケースなのかどうか、あるいは、そのプレッシャーに負けてしまって、少年が思っていることも言えないとなると、審判としては主客転倒のような形になってしまいますから、その見極めもしっかりしていく必要があります。ただ、いずれにしても、被害があるということ、あるいは被害者の思いというものは、何らかの形で少年に伝える必要があるのではないかと、個人的にはそう思っております。犯罪ですから、当然被害が出ているわけですが、今まで、どうも、裁判所のほうも、それを観念的にとらえていた面があるのではないかと思うのです。今回、被害者調査も含めて、被害の実態あるいは被害者の方の生の感情、気持ちというものに裁判所も接するようになったので、そこを少年にも感じ取ってもらえるようにするのが、大事だと思います。それを同等のものとしてどういうふうな形で調和させていくのかということ、これから模索していかなければいけないと思います。

6 次回のテーマについて

委員長が家事事件について取り上げることを提案し、全員異議なく決定した。

以 上